

令和5年度果樹経営支援対策整備事業及び果樹先導的取組支援事業の要望調査について

果樹園地の改植などを支援する「果樹経営支援対策整備事業」と、施設整備などを支援する「果樹先導的取組支援事業」の実施要望を受付いたします。事業を希望する方は、別紙要望調査書に必要事項を記入し、**令和5年1月10日(火)までに**南宇和営農センターまでご提出ください。

1. 果樹経営支援対策整備事業【事業完了:令和6年3月31日】

①優良品目・品種への改植	かんきつ類:23万円/10a その他果樹:17万円/10a
②優良品目・品種への新植	かんきつ類:21万円/10a その他果樹:15万円/10a

2. 果樹先導的取組支援事業【事業完了:令和5年12月31日】

①改植 ②新植	対象:キウイフルーツ果実用のみ	事業費×1/2
③小規模園地整備	園内道整備 傾斜の緩和	事業費×1/2
④用水かん水施設の整備		事業費×1/2
⑤特認事業	園地管理軌道施設 (モノレール新設、延長、上位更新)	事業費×1/2
	防霜ファン 防風ネット	
⑥キウイフルーツ用果樹棚	果樹棚の新設 (改植・新植と一体で行うものに限る)	事業費×1/2

3. 果樹未収益期間支援事業

果樹経営支援対策整備事業及び果樹先導的取組支援事業で、改植・新植を行った場合に支援を受けます。

【留意事項】 **※必ずお読みください**

- 新植する場合は、**令和5年2月までに雑木等は全て伐採してください。**
- 土地の借り手が事業を実施する場合、**令和5年3月31日までに**農業委員会へ土地所有者(貸手)との貸借又は使用貸借(**貸借又は使用貸借の期間は最低でも令和22年3月31日までとさせていただきます。**)の届出を行ってください。親子間でも同様です。
- 果樹先導的取組支援事業を実施する支援対象者は、事業実施から4年後までに以下のいずれかの事項に取組むこと。**なお、支援対象者ごとに達成状況を報告する義務があります。
 - 改植及び新植後の農業者の面積のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を**8割以上**にすること。
 - 生産量又は販売額を**12%以上増加**させること。
- 施設整備を実施する担い手は、原則として支援対象者が**果樹共済又は収入保険に継続加入していること。**実績報告、4・8年後検査時に加入状況を確認します。

なお、愛媛県農業共済組合の受付期間は以下の通りです。
果樹共済:2月～4月 収入保険:8月～11月